

新 防 第 32 号
令和 7 年 4 月 15 日

各区自治協議会会長 各位

新潟市長 中原 八一
(公 印 省 略)

新潟市防災会議委員の推薦について（依頼）

春分の候、新潟市防災会議委員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本市防災会議の運営にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本市防災会議委員の任期は、新潟市防災会議条例第 4 条第 6 項の規定により 2 年となっており、令和 5 年 4 月就任の第 7 号委員及び第 8 号委員におかれましては、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、後任委員の推薦について、別紙「推薦書」によりご報告をお願いします。

なお、再任を妨げるものではありません。

また、本市では、男女共同参画を推進しています。女性委員の積極的な推薦をお願いします。

記

1 会議の名称及び役割

新潟市防災会議 委員

※詳細は別紙「新潟市防災会議」の概要をご参照ください。

2 任期

委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 報告

別紙「推薦書」を令和 7 年 5 月 7 日（水）までに下記お問い合わせ先までご返送ください。

※令和 5 年 4 月以降に前任者から委員を引き継がれた方についても、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任委員の推薦についてご報告ください。（再任可）

4 添付書類

(1) 推薦書

(2) 推薦書 記載例

(3) 参考資料 「新潟市防災会議」の概要

(4) 参考資料 男女共同参画の推進について（通知）

新潟市では、附属機関等の委員に女性の登用を推進しています。（参考資料「男女共同参画の推進について」）

女性委員の積極的な推薦にご協力くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市危機管理防災局防災課 担当：滝沢

TEL：025-226-1143 、FAX：025-224-0768

E-mail：bosai@city.niigata.lg.jp

「新潟市防災会議」の概要

名 称	新潟市防災会議								
目 的 ・ 役 割	災害対策基本法に基づき設置されるもので、本市における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、国、県などの行政機関や民間の関係機関などとともに、総合的かつ計画的な防災対策を審議し推進することを目的としています。 会議の役割は以下のとおり。 ・ 地域防災計画の作成（見直し）及びその実施を推進すること ・ 市長の諮問に応じて係る防災に関する重要事項を審議すること ・ 本市に係る災害が発生した場合に、関係各機関連絡調整を図ることなど								
委員構成	会長：新潟市長 委員：64 人（定数 70 人） 【構成委員】 ○行政機関 ○指定公共機関・指定地方公共機関 （医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者等） ○区自治協議会などの関係機関・団体								
任 期	委嘱の日から令和 9 年（西暦 2027 年）3 月 31 日まで ※7, 8 号委員のみ								
会議開催 予定等	<table border="0"> <tr> <td>1 開催予定</td><td>年 1 回程度開催</td></tr> <tr> <td>2 会議時間等</td><td>1 時間弱程度</td></tr> <tr> <td>3 会議場所</td><td>新潟市役所本庁を予定</td></tr> <tr> <td>4 会議内容</td><td>本市の防災に関する重要事項について審議</td></tr> </table>	1 開催予定	年 1 回程度開催	2 会議時間等	1 時間弱程度	3 会議場所	新潟市役所本庁を予定	4 会議内容	本市の防災に関する重要事項について審議
1 開催予定	年 1 回程度開催								
2 会議時間等	1 時間弱程度								
3 会議場所	新潟市役所本庁を予定								
4 会議内容	本市の防災に関する重要事項について審議								
報酬等	会議に出席いただいた方を対象に後日、委員報酬をお支払いします。								
連絡先	危機管理防災局防災課 滝沢 Tel025-226-1143 Fax025-224-0768 E-mail:bosai@city.niigata.lg.jp								

【参考資料】

新男女推第2号
令和6年7月9日

部・区長様

新潟市男女共同参画推進会議
議長 中原 八一
(事務局 市民生活部男女共同参画課)

男女共同参画の推進について（通知）

本市では、令和3年3月に策定した「第4次新潟市男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していますが、あらゆる施策において男女共同参画の視点が必要であり、所管する業務等の企画及び実施に当たって配慮をお願いします。

合わせて、所管する附属機関等へのさらなる女性委員の登用や、女性の活躍推進に向けた公共調達への積極的な取り組みをお願いします。

部・区長においては趣旨をご理解いただき、所属長へ周知するとともに、確実な実行をお願いします。

記

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進について

- ・あらゆる分野における意思決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、「新潟市附属機関等への女性委員の登用推進要綱」に基づき、取組を進めること。
- ・「女性委員割合45%以上」（令和7年度末までに）の目標を踏まえ、改選の際は女性委員の登用に係る事前協議を行い、関係団体等への女性委員推薦の働きかけや、充て職委員の要件の見直し、女性人材リストの活用など、各部区で設定した女性委員登用計画の目標達成のため、積極的な女性委員の登用に取り組むこと。

2 ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を促進する公共調達の実施について

- （ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業へのインセンティブの付与）
- ・プロポーザル方式等による入札の際には、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を評価する項目を選定基準や評価項目に加えるよう努めること。

参考：『ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組み』に配慮した入札の実施
及び健康経営認定事業者からの積極的な物品等調達について（依頼）」
（令和6年6月4日付 新雇暮第91号 新男女第199号 新保健第237号）

【別紙1】